

報告第 8 号

専決処分の報告について

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月30日提出

富津市長 高 橋 恭 市

報告理由

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第8号

専決処分書

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

- 1 事故発生日時 令和5年4月18日 午前10時13分頃
 - 2 事故発生場所 富津市内
 - 3 和解の相手方 法人
 - 4 事故の概要 上記日時場所に救急出動した際、傷病者を搬送するために使用したストレッチャー（移動用車輪付き簡易ベット）が自動開閉扉に接触した。
 - 5 損害賠償額及び和解の内容 市及び相手方は、本件に伴う請求権を放棄する。
- 令和5年5月10日

富津市長 高 橋 恭 市